

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2022年 4 月28日
【計算期間】	第20期中(自 2021年 8 月 7 日 至 2022年 2 月 6 日)
【ファンド名】	しんきん好配当利回り株ファンド
【発行者名】	しんきんアセットマネジメント投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 花岡 隆司
【本店の所在の場所】	東京都中央区京橋三丁目 8 番 1 号
【事務連絡者氏名】	米山 亮
【連絡場所】	東京都中央区京橋三丁目 8 番 1 号
【電話番号】	03 - 5524 - 8161
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【ファンドの運用状況】

以下は2022年2月28日現在の運用状況です。

投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価または評価金額の比率です。

投資比率の内訳と合計は、端数処理の関係で一致しない場合があります。

（１）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	9,314,576,930	99.10
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	84,256,502	0.90
合計(純資産総額)		9,398,833,432	100.00

（２）【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額（円）		1万口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第10計算期間末（2012年 8月 6日）	6,829,019,934	6,968,053,206	9,824	10,024
第11計算期間末（2013年 8月 6日）	8,650,727,015	8,828,503,382	14,598	14,898
第12計算期間末（2014年 8月 6日）	7,792,647,746	8,097,990,382	15,313	15,913
第13計算期間末（2015年 8月 6日）	8,791,673,261	9,145,016,042	19,905	20,705
第14計算期間末（2016年 8月 8日）	8,529,656,381	8,850,382,488	15,957	16,557
第15計算期間末（2017年 8月 7日）	7,813,643,608	8,124,728,072	20,094	20,894
第16計算期間末（2018年 8月 6日）	8,708,058,079	9,053,858,230	20,146	20,946
第17計算期間末（2019年 8月 6日）	8,835,855,045	9,155,579,287	16,582	17,182
第18計算期間末（2020年 8月 6日）	7,930,508,530	8,193,537,386	15,075	15,575
第19計算期間末（2021年 8月 6日）	9,262,016,353	9,506,562,904	18,937	19,437
2021年 2月末日	9,298,687,986	—	18,436	—
3月末日	9,800,407,729	—	19,981	—
4月末日	9,286,359,730	—	19,267	—
5月末日	9,522,292,678	—	19,516	—
6月末日	9,537,454,522	—	19,577	—
7月末日	9,398,015,505	—	19,193	—
8月末日	9,406,353,261	—	18,902	—
9月末日	9,443,627,800	—	19,622	—
10月末日	9,305,133,767	—	19,357	—
11月末日	8,812,119,525	—	18,491	—
12月末日	9,230,242,696	—	19,372	—
2022年 1月末日	9,301,932,466	—	19,322	—

2月末日	9,398,833,432	—	19,494	—
------	---------------	---	--------	---

【分配の推移】

期	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第10期	2011年 8月 9日～2012年 8月 6日	200
第11期	2012年 8月 7日～2013年 8月 6日	300
第12期	2013年 8月 7日～2014年 8月 6日	600
第13期	2014年 8月 7日～2015年 8月 6日	800
第14期	2015年 8月 7日～2016年 8月 8日	600
第15期	2016年 8月 9日～2017年 8月 7日	800
第16期	2017年 8月 8日～2018年 8月 6日	800
第17期	2018年 8月 7日～2019年 8月 6日	600
第18期	2019年 8月 7日～2020年 8月 6日	500
第19期	2020年 8月 7日～2021年 8月 6日	500

【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）
第10期	2011年 8月 9日～2012年 8月 6日	0.32
第11期	2012年 8月 7日～2013年 8月 6日	51.65
第12期	2013年 8月 7日～2014年 8月 6日	9.01
第13期	2014年 8月 7日～2015年 8月 6日	35.21
第14期	2015年 8月 7日～2016年 8月 8日	16.82
第15期	2016年 8月 9日～2017年 8月 7日	30.94
第16期	2017年 8月 8日～2018年 8月 6日	4.24
第17期	2018年 8月 7日～2019年 8月 6日	14.71
第18期	2019年 8月 7日～2020年 8月 6日	6.07
第19期	2020年 8月 7日～2021年 8月 6日	28.94
第20期（中間）	2021年 8月 7日～2022年 2月 6日	3.64

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

2 【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第10期	2011年 8月 9日～2012年 8月 6日	693,349,081	1,227,894,508
第11期	2012年 8月 7日～2013年 8月 6日	906,337,086	1,932,121,787

第12期	2013年 8月 7日～2014年 8月 6日	835,852,127	1,672,687,124
第13期	2014年 8月 7日～2015年 8月 6日	1,488,280,988	2,160,540,157
第14期	2015年 8月 7日～2016年 8月 8日	1,880,593,074	951,942,717
第15期	2016年 8月 9日～2017年 8月 7日	1,014,448,601	2,471,327,916
第16期	2017年 8月 8日～2018年 8月 6日	1,600,873,379	1,166,927,297
第17期	2018年 8月 7日～2019年 8月 6日	1,742,238,666	736,003,186
第18期	2019年 8月 7日～2020年 8月 6日	1,336,099,336	1,404,259,576
第19期	2020年 8月 7日～2021年 8月 6日	1,327,296,539	1,696,942,633
第20期（中間）	2021年 8月 7日～2022年 2月 6日	560,175,728	638,459,913

3【ファンドの経理状況】

- 1．当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2．当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間（2021年8月7日から2022年2月6日まで）の中間財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による中間監査を受けております。

中間財務諸表

しんきん好配当利回り株ファンド

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	前計算期間末 （2021年 8 月 6 日現在）	当中間計算期間末 （2022年 2 月 6 日現在）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	178,809,018	101,655,159
株式	9,144,716,660	9,375,330,630
未収入金	225,932,900	-
未収配当金	22,524,850	29,542,350
流動資産合計	9,571,983,428	9,506,528,139
資産合計	9,571,983,428	9,506,528,139
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	244,546,551	-
未払解約金	13,095,904	8,629,356
未払受託者報酬	5,215,857	5,177,810
未払委託者報酬	46,942,698	46,600,273
未払利息	479	726
その他未払費用	165,586	166,674
流動負債合計	309,967,075	60,574,839
負債合計	309,967,075	60,574,839
純資産の部		
元本等		
元本	1, 2 4,890,931,036	1, 2 4,812,646,851
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	4,371,085,317	4,633,306,449
（分配準備積立金）	384,404,478	338,698,836
元本等合計	9,262,016,353	9,445,953,300
純資産合計	9,262,016,353	9,445,953,300
負債純資産合計	9,571,983,428	9,506,528,139

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前中間計算期間 (自 2020年 8 月 7 日 至 2021年 2 月 6 日)	当中間計算期間 (自 2021年 8 月 7 日 至 2022年 2 月 6 日)
営業収益		
受取配当金	134,921,270	151,221,860
有価証券売買等損益	1,726,048,924	247,302,309
その他収益	1,641	1,406
営業収益合計	1,860,971,835	398,525,575
営業費用		
支払利息	50,102	37,165
受託者報酬	4,909,357	5,177,810
委託者報酬	44,184,156	46,600,273
その他費用	174,542	171,918
営業費用合計	49,318,157	51,987,166
営業利益又は営業損失（ ）	1,811,653,678	346,538,409
経常利益又は経常損失（ ）	1,811,653,678	346,538,409
中間純利益又は中間純損失（ ）	1,811,653,678	346,538,409
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	129,613,286	36,386,788
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	2,669,931,400	4,371,085,317
剰余金増加額又は欠損金減少額	425,882,218	521,631,603
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	425,882,218	521,631,603
剰余金減少額又は欠損金増加額	384,121,688	569,562,092
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	384,121,688	569,562,092
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	4,393,732,322	4,633,306,449

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
-----------------	---

(中間貸借対照表に関する注記)

区分	前計算期間末 (2021年 8 月 6 日現在)	当中間計算期間末 (2022年 2 月 6 日現在)
1 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	期首元本額 5,260,577,130円 期中追加設定元本額 1,327,296,539円 期中一部解約元本額 1,696,942,633円	期首元本額 4,890,931,036円 期中追加設定元本額 560,175,728円 期中一部解約元本額 638,459,913円
2 中間計算期間末日における受益権の総数	4,890,931,036口	4,812,646,851口

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

前中間計算期間 (自 2020年 8 月 7 日 至 2021年 2 月 6 日)	当中間計算期間 (自 2021年 8 月 7 日 至 2022年 2 月 6 日)
該当事項はありません。	同左

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区分	前計算期間末 (2021年 8 月 6 日現在)	当中間計算期間末 (2022年 2 月 6 日現在)
1 . 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているため、その差額ははありません。	同左
2 . 時価の算定方法	(1)有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記) に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
----------------------------	---	--

(デリバティブ取引等に関する注記)

前計算期間末 (2021年8月6日現在)	当中間計算期間末 (2022年2月6日現在)
該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報)

前計算期間末 (2021年8月6日現在)	当中間計算期間末 (2022年2月6日現在)
1口当たり純資産額 1.8937円 (1万口当たり純資産額 18,937円)	1口当たり純資産額 1.9627円 (1万口当たり純資産額 19,627円)

4【委託会社等の概況】

（１）【資本金の額】（本書提出日現在）

- ・ 資本の額 2億円
- ・ 委託会社が発行する株式総数 16,000株
- ・ 発行済株式総数 4,000株
- ・ 最近５年間ににおける主な資本の額の増減はありません。

（２）【事業の内容及び営業の状況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である当社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行います。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部および投資助言業務を行います。

当社の運用する証券投資信託は、2022年２月28日現在、以下のとおりです。

（親投資信託を除きます。）

（単位：百万円）

種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	93	878,363
単位型公社債投資信託	23	72,897
単位型株式投資信託	64	160,317
合計	180	1,111,578

（注）純資産総額は百万円未満を切り捨てています。

（３）【その他】

定款の変更

定款の変更に関しては、株主総会において株主の決議が必要です。

訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

5【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）ならびに同規則第38条および第57条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2. 財務諸表および中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）の財務諸表ならびに中間会計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査および中間監査を受けております。

1 財務諸表

(1) 【貸借対照表】

科 目	注記 番号	前事業年度 (2020年3月31日現在)		当事業年度 (2021年3月31日現在)	
		金 額		金 額	
(資産の部)		千円	千円	千円	千円
流動資産					
現金・預金	*2		6,105,781		6,652,162
前払費用			18,738		24,867
未収入金			-		13
未収委託者報酬			472,704		521,584
未収運用受託報酬	*2		7,811		7,827
未収収益			50		13
その他の流動資産			2,890		4,099
流動資産計			6,607,976		7,210,568
固定資産					
有形固定資産	*1		82,167		67,627
建物		64,512		57,883	
器具備品		17,654		9,744	
無形固定資産			27,614		27,218
ソフトウェア		26,308		25,925	
電話加入権		959		959	
その他		346		333	
投資その他の資産			44,757		40,268
投資有価証券		2,479		1,344	
長期前払費用		4,648		2,556	
繰延税金資産		37,628		36,367	
固定資産計			154,539		135,114
資産合計			6,762,516		7,345,683

		前事業年度 (2020年3月31日現在)		当事業年度 (2021年3月31日現在)	
科 目	注記 番号	金 額		金 額	
(負債の部)		千円	千円	千円	千円
流動負債					
未払金			348,153		386,391
未払手数料	*2	298,154		326,663	
その他未払金		49,999		59,727	
未払法人税等			236,742		133,176
未払消費税等			60,459		21,468
未払事業所税			2,020		2,070
賞与引当金			71,102		75,201
その他の流動負債			4,016		4,323
流動負債計			722,494		622,632
固定負債					
退職給付引当金			109,538		120,397
役員退職慰労引当金			17,951		32,355
固定負債計			127,489		152,752
負債合計			849,984		775,385
(純資産の部)		千円	千円	千円	千円
株主資本			5,912,551		6,570,454
資本金			200,000		200,000
利益剰余金			5,712,551		6,370,454
利益準備金		2,000		2,000	
その他利益剰余金		5,710,551		6,368,454	
別途積立金		4,650,000		5,560,000	
繰越利益剰余金		1,060,551		808,454	
評価・換算差額等			20		156
その他有価証券評価差額金		20		156	
純資産合計			5,912,531		6,570,298
負債・純資産合計			6,762,516		7,345,683

（２）【損益計算書】

		前事業年度 自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日		当事業年度 自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日	
科 目	注記 番号	金 額		金 額	
営業収益		千円	千円	千円	千円
委託者報酬			5,673,201		5,125,325
運用受託報酬	*1		132,189		99,617
営業収益計			5,805,390		5,224,942
営業費用					
支払手数料	*1		2,798,780		2,510,182
広告宣伝費			37,672		30,252
調査費			590,453		633,852
調査研究費		389,905		431,831	
委託調査費		200,547		202,020	
営業雑経費			67,426		66,540
印刷費		59,367		57,538	
郵便料		169		193	
電信電話料		2,424		3,323	
協会費		5,464		5,484	
営業費用計			3,494,332		3,240,827
一般管理費					
給料			587,623		609,880
役員報酬		53,299		62,524	
給料・手当		386,160		399,530	
賞与		62,682		59,582	
法定福利費		77,704		81,816	
福利厚生費		4,833		6,425	
その他給料		2,943		-	
賞与引当金繰入			71,102		75,201
退職給付費用			62,160		62,682
役員退職慰労引当金繰入			10,803		14,403
交際費			3,715		1,255
旅費交通費			10,463		1,622
租税公課			26,856		22,600
不動産賃借料			62,753		62,833
固定資産減価償却費			30,023		27,327
諸経費			131,389		145,001
一般管理費計			996,891		1,022,808
営業利益			1,314,166		961,307
営業外収益					
受取利息	*1		145		114
受取配当金			17		133
その他営業外収益			263		317
営業外収益計			426		565

営業外費用					
雑損失			938		1,257
営業外費用計			938		1,257
経常利益			1,313,653		960,614

		前事業年度 自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日		当事業年度 自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日	
科 目	注記 番号	金 額		金 額	
		千円	千円	千円	千円
税引前当期純利益			1,313,653		960,614
法人税、住民税および事業税			406,739		301,451
法人税等調整額			2,040		1,260
当期純利益			904,874		657,902

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	利益剰余金				株主資本 合計
		利益 準備金	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計	
			別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	200,000	2,000	3,830,000	975,677	4,807,677	5,007,677
当期変動額						
新株の発行	—	—	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—
別途積立金の積立	—	—	820,000	820,000	—	—
別途積立金の取崩	—	—	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	904,874	904,874	904,874
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	820,000	84,874	904,874	904,874
当期末残高	200,000	2,000	4,650,000	1,060,551	5,712,551	5,912,551

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	13	13	5,007,690
当期変動額			
新株の発行	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—
別途積立金の積立	—	—	—
別途積立金の取崩	—	—	—
当期純利益	—	—	904,874
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）	33	33	33
当期変動額合計	33	33	904,840
当期末残高	20	20	5,912,531

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	利益剰余金				株主資本 合計
		利益 準備金	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計	
			別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	200,000	2,000	4,650,000	1,060,551	5,712,551	5,912,551
当期変動額						
新株の発行	—	—	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—
別途積立金の積立	—	—	910,000	910,000	—	—
別途積立金の取崩	—	—	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	657,902	657,902	657,902
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	910,000	252,097	657,902	657,902
当期末残高	200,000	2,000	5,560,000	808,454	6,370,454	6,570,454

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	20	20	5,912,531
当期変動額			
新株の発行	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—
別途積立金の積立	—	—	—
別途積立金の取崩	—	—	—
当期純利益	—	—	657,902
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）	135	135	135
当期変動額合計	135	135	657,766
当期末残高	156	156	6,570,298

重要な会計方針

	当事業年度 自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 時価のあるもの：投資信託は、期末前 1 か月の市場価格の平均に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
2. 固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産 定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下のとおりです。 建 物 3年 ～ 50年 器 具 備 品 3年 ～ 20年 (2)無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5 年) に基づいております。
3. 引当金の計上基準	(1)賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しています。 (2)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務を計上しております。 なお、退職給付引当金の対象従業員が300名未満であるため、簡便法によっており、退職給付債務の金額は当事業年度末における自己都合要支給額としております。 (3)役員退職慰労引当金 当社常勤役員の退職慰労金の支給に充てるため、「常勤役員退職慰労金規程」に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。 なお、仮払消費税等および仮受消費税等は相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。

未適用の会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日）

（１）概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の５つのステップを適用し認識されます。

ステップ１：顧客との契約を識別する。

ステップ２：契約における履行義務を識別する。

ステップ３：取引価格を算定する。

ステップ４：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ５：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

（２）適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

（３）当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）

（１）概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」および「時価の算定に関する会計基準の適用指針（以下「時価算定会計基準等」という。）」が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品

また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

（２）適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

（３）当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

注記事項

(貸借対照表関係)

* 1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2020年3月31日現在)	当事業年度 (2021年3月31日現在)
建 物	70,422千円	77,047千円
器具備品	48,310千円	48,009千円

* 2 関係会社項目

関係会社に対する資産および負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (2020年3月31日現在)	当事業年度 (2021年3月31日現在)
普通預金	4,911,204千円	5,490,924千円
定期預金	1,000,000千円	1,000,000千円
未収運用受託報酬	2,655千円	3,150千円
未払手数料	135,102千円	148,731千円

(損益計算書関係)

* 1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日	当事業年度 自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日
運用受託報酬	123,017千円	90,790千円
受取利息	143千円	112千円
支払手数料	2,333,403千円	2,028,702千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 発行済株式および総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(千株)	4	—	—	4
計	4	—	—	4

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 発行済株式および総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(千株)	4	—	—	4
計	4	—	—	4

（リース取引関係）

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

(金融商品関係)

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

１．金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

資産運用については短期的な預金等に限定しており、投機的な取引は行なわない方針であります。

当社は投資運用業を営んでおり、投資家のニーズに対応した投資信託を適時適切に設定することを目的として、当社が運用を行う投資信託を直接保有しております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

投資有価証券は、投資信託であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

投資信託については、時価の動向を定期的に把握して経営に報告しております。

また、投資信託に係るリスクに関しては、取締役会において１銘柄当たりの取得金額および取得金額の合計額に係る上限金額を設定しており、リスクは極めて限定的であると認識しております。

２．金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次の通りであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	6,105,781	6,105,781	—
(2)未収委託者報酬	472,704	472,704	—
(3)未収運用受託報酬	7,811	7,811	—
(4)投資有価証券	2,479	2,479	—
資産計	6,588,776	6,588,776	—
(5)未払手数料	298,154	298,154	—
(6)その他未払金	49,999	49,999	—
(7)未払法人税等	236,742	236,742	—
(8)未払消費税等	60,459	60,459	—
(9)未払事業所税	2,020	2,020	—
負債計	647,375	647,375	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法

(1)現金・預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬、(5)未払手数料、(6)その他未払金、(7)未払法人税等、(8)未払消費税等、(9)未払事業所税

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)投資有価証券

投資信託は、基準価額によっております。

(注2) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	1 年以内	1 年超
(1)預金	6,105,476	6,105,476	—
(2)未収委託者報酬	472,704	472,704	—
(3)未収運用受託報酬	7,811	7,811	—
合計	6,585,991	6,585,991	—

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1．金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

資産運用については短期的な預金等に限定しており、投機的な取引は行なわない方針であります。

当社は投資運用業を営んでおり、投資家のニーズに対応した投資信託を適時適切に設定することを目的として、当社が運用を行う投資信託を直接保有しております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

投資有価証券は、投資信託であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

投資信託については、時価の動向を定期的に把握して経営に報告しております。

また、投資信託に係るリスクに関しては、取締役会において1銘柄当たりの取得金額および取得金額の合計額に係る上限金額を設定しており、リスクは極めて限定的であると認識しております。

2．金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次の通りであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	6,652,162	6,652,162	—
(2)未収委託者報酬	521,584	521,584	—
(3)未収運用受託報酬	7,827	7,827	—
(4)投資有価証券	1,344	1,344	—
資産計	7,182,918	7,182,918	—
(5)未払手数料	326,663	326,663	—
(6)その他未払金	59,727	59,727	—
(7)未払法人税等	133,176	133,176	—
(8)未払消費税等	21,468	21,468	—
(9)未払事業所税	2,070	2,070	—
負債計	543,107	543,107	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法

(1)現金・預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬、(5)未払手数料、(6)その他未払金、(7)未払法人税等、(8)未払消費税等、(9)未払事業所税

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)投資有価証券

投資信託は、基準価額によっております。

(注2) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	1年以内	1年超
(1)預金	6,651,897	6,651,897	—

(2)未収委託者報酬	521,584	521,584	—
(3)未収運用受託報酬	7,827	7,827	—
合計	7,181,309	7,181,309	—

（有価証券関係）

１．その他有価証券

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託	1,071	1,000	71
小計	1,071	1,000	71
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託	1,408	1,500	91
小計	1,408	1,500	91
合計	2,479	2,500	20

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託	698	500	198
小計	698	500	198
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託	645	1,000	354
小計	645	1,000	354
合計	1,344	1,500	156

２．事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度と厚生年金基金制度を併用しております。当社が有する退職一時金制度については、簡便法により退職給付引当金および退職給付費用を計算しております。

また、当社が加入する厚生年金基金制度は、複数事業主制度の厚生年金基金制度であり、当社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として計上しております。

２．確定給付制度

（１）簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (2020年3月31日現在)	当事業年度 (2021年3月31日現在)
	千円	千円
退職給付引当金の期首残高	102,601	109,538
退職給付費用	15,713	16,733
退職給付の支払額	8,777	5,873
制度への拠出額	—	—
退職給付引当金の期末残高	109,538	120,397

（２）退職給付債務および年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金および前払年金費用の調整表

	前事業年度 (2020年3月31日現在)	当事業年度 (2021年3月31日現在)
	千円	千円
非積立型制度の退職給付債務	109,538	120,397
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	109,538	120,397
退職給付引当金	109,538	120,397
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	109,538	120,397

（３）退職給付費用

	前事業年度 自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日	当事業年度 自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日
	千円	千円
簡便法で計算した退職給付費用	15,713	16,733

３．複数事業主制度

確定拠出制度と同様に会計処理する、複数事業主制度の厚生年金基金制度への要拠出額は、前事業年度 40,250千円、当事業年度 43,129千円であります。

	前事業年度 自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日	当事業年度 自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日
(１) 直近の積立状況に関する事項	(2019年3月31日現在)	(2020年3月31日現在)
	千円	千円

年金資産の額	1,650,650,110	1,575,980,891
年金財政計算上の数理債務の額と 最低責任準備金の額との合計額(注)	1,782,453,404	1,718,649,720
差引額	131,803,293	142,668,829
(2) 掛金に占める当社の拠出割合	(2019年3月分) 0.0746%	(2020年3月分) 0.0836%
(3) 補足説明	上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去の勤務債務残高180,752,834千円および年金財政計算上の別途積立金48,949,540千円であります。 本制度における過去勤務債務の償却方法は、期間19年0か月の元利均等定率償却であります。	上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去の勤務債務残高189,351,085千円および年金財政計算上の別途積立金46,682,256千円であります。 本制度における過去勤務債務の償却方法は、期間19年0か月の元利均等定率償却であります。

（税効果会計関係）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2020年3月31日現在)	当事業年度 (2021年3月31日現在)
繰延税金資産	千円	千円
賞与引当金繰入限度超過額	21,771	23,026
役員退職慰労引当金	5,496	9,907
退職給付引当金繰入限度超過額	33,540	36,865
未払事業税	12,019	9,243
未払事業所税	618	634
その他有価証券評価差額金	6	47
その他	3,219	3,463
繰延税金資産 小計	76,671	83,188
評価性引当額	39,043	46,820
繰延税金資産 合計	37,628	36,367
繰延税金負債	千円	千円
その他有価証券評価差額金	—	—
繰延税金負債 合計	—	—
繰延税金資産の純額	37,628	36,367

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

（セグメント情報等）

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

１．セグメント情報

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．関連情報

（１）製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（２）地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称または氏名	営業収益
信金中央金庫	123,017

なお、営業収益の金額は、運用受託報酬について表示しております。

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

１．セグメント情報

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．関連情報

（１）製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（２）地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称または氏名	営業収益
信金中央金庫	90,790

なお、営業収益の金額は、運用受託報酬について表示しております。

（関連当事者情報）

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1．関連当事者との取引

（1）親会社および法人主要株主等

種類	会社等の名称	住所	資本金または出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼務等	事業上の関係				
親会社	信金中央金庫	東京都中央区	690,998 百万円	信用金庫 連合会事業	直接 (被所有) 100%	兼任1人	証券投資信託受益証券の募集販売	投資信託の 代行手数料 運用受託報酬 出向者 人件費 事務所 賃借料	2,333,403 千円 123,017 千円 73,481 千円 49,958 千円	未払 手数料	135,102 千円

（2）兄弟会社等

種類	会社等の名称	住所	資本金または出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼務等	事業上の関係				
親会社の子会社	しんきん証券株式会社	東京都中央区	20,000 百万円	証券業	—	なし	証券投資信託受益証券の募集販売	投資信託の 代行手数料	424,462 千円	未払 手数料	85,994 千円

（注）1．記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2．取引条件および取引条件の決定方針等

信託約款に定める受益者の負担する信託報酬のうち、委託者報酬分の配分を両者協議のうえ合理的に決定しております。

また、上記の他預金取引がありますが、取引条件が一般の取引と同等であることが明白な取引であるため記載しておりません。

2．親会社に関する注記

親会社情報

信金中央金庫（東京証券取引所に上場）

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1．関連当事者との取引

（1）親会社および法人主要株主等

種類	会社等の名称	住所	資本金または出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼務等	事業上の関係				
親会社	信金中央金庫	東京都中央区	690,998百万円	信用金庫連合会事業	直接(被所有)100%	兼任1人	証券投資信託受益証券の募集販売	投資信託の代行手数料 運用受託報酬 出向者人件費 事務所賃借料	2,028,702千円 90,790千円 58,911千円 49,958千円	未払手数料	148,731千円

（2）兄弟会社等

種類	会社等の名称	住所	資本金または出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼務等	事業上の関係				
親会社の子会社	しんきん証券株式会社	東京都中央区	20,000百万円	証券業	—	なし	証券投資信託受益証券の募集販売	投資信託の代行手数料	438,730千円	未払手数料	93,587千円

（注）1．記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2．取引条件および取引条件の決定方針等

信託約款に定める受益者の負担する信託報酬のうち、委託者報酬分の配分を両者協議のうえ合理的に決定しております。

また、上記の他預金取引がありますが、取引条件が一般の取引と同等であることが明白な取引であるため記載しておりません。

2．親会社に関する注記

親会社情報

信金中央金庫（東京証券取引所に上場）

（1株当たり情報）

	前事業年度 自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日	当事業年度 自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日
1株当たり純資産額	1,478,132円90銭	1,642,574円61銭
1株当たり当期純利益金額	226,218円53銭	164,475円67銭

（注）１．潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

２．１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日	当事業年度 自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日
当期純利益金額	904,874千円	657,902千円
普通株主に帰属しない金額	—千円	—千円
普通株式に係る当期純利益金額	904,874千円	657,902千円
期中平均株式数	4,000 株	4,000 株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

2 中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

当中間会計期間末 2021年9月30日		
科 目	金 額	
	千円	千円
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金		7,138,884
前払費用		39,281
未収委託者報酬		545,327
未収運用受託報酬		5,085
その他の流動資産		3,345
流動資産計		7,731,924
固定資産		
有形固定資産 * 1		109,953
建物	80,510	
器具備品	29,443	
無形固定資産		24,468
ソフトウェア	23,146	
電話加入権	959	
その他	361	
投資その他の資産		34,382
投資有価証券	710	
長期前払費用	1,993	
繰延税金資産	31,678	
固定資産計		168,804
資産合計		7,900,729

当中間会計期間末 2021年9月30日		
科 目	金 額	
	千円	千円
（負債の部）		
流動負債		
未払金		412,602
未払手数料	344,097	
その他未払金	68,504	
未払法人税等		187,596
未払消費税等		40,956
未払事業所税		1,093
前受収益		60,557
賞与引当金		61,197
その他の流動負債		4,160
流動負債計		768,164
固定負債		
退職給付引当金		129,830
役員退職慰労引当金		24,527
固定負債計		154,357
負債合計		922,522
（純資産の部）		
株主資本		6,978,061
資本金		200,000
利益剰余金		6,778,061
利益準備金	2,000	
その他利益剰余金	6,776,061	
別途積立金	6,210,000	
繰越利益剰余金	566,061	
評価・換算差額等		145
その他有価証券評価差額金	145	
純資産合計		6,978,206
負債・純資産合計		7,900,729

(2) 中間損益計算書

当中間会計期間 自 2021年4月 1日 至 2021年9月30日		
科 目	金 額	
	千円	千円
営業収益		
委託者報酬		2,901,861
運用受託報酬		62,857
営業収益計		2,964,718
営業費用		
支払手数料		1,426,973
広告宣伝費		8,190
調査費		359,131
調査研究費	243,178	
委託調査費	115,953	
営業雑経費		35,864
印刷費	30,832	
郵便料	74	
電信電話料	2,490	
協会費	2,467	
営業費用計		1,830,160
一般管理費		
給料		293,911
役員報酬	31,449	
給料・手当	213,100	
賞与	1,537	
法定福利費	44,977	
福利厚生費	2,846	
賞与引当金繰入		61,197
退職給付費用		33,258
役員退職慰労引当金繰入		7,172
交際費		366
旅費交通費		430
租税公課		13,058
不動産賃借料		31,456
固定資産減価償却費 * 1		13,040
諸経費		85,987
一般管理費計		539,882
営業利益		594,675
営業外収益		
受取利息		39
その他営業外収益		336
営業外収益計		375
営業外費用		
投資有価証券償還損		541
雑損失		762
営業外費用計		1,304
経常利益		593,746

当中間会計期間 自 2021年4月 1日 至 2021年9月30日		
科 目	金 額	
	千円	千円

特別損失		
固定資産除却損	5,033	
特別損失計		5,033
税引前中間純利益		588,713
法人税、住民税および事業税		176,482
法人税等調整額		4,624
中間純利益		407,606

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	利益剰余金				株主資本 合計
		利益 準備金	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計	
			別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	200,000	2,000	5,560,000	808,454	6,370,454	6,570,454
当中間期変動額						
新株の発行	—	—	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—
別途積立金の積立	—	—	650,000	650,000	—	—
別途積立金の取崩	—	—	—	—	—	—
中間純利益	—	—	—	407,606	407,606	407,606
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—
当中間期変動額合計	—	—	650,000	242,393	407,606	407,606
当中間期末残高	200,000	2,000	6,210,000	566,061	6,778,061	6,978,061

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	156	156	6,570,298
当中間期変動額			
新株の発行	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—
別途積立金の積立	—	—	—
別途積立金の取崩	—	—	—
中間純利益	—	—	407,606
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	301	301	301
当中間期変動額合計	301	301	407,908
当中間期末残高	145	145	6,978,206

重要な会計方針

項 目	当中間会計期間 自 2021年4月 1日 至 2021年9月30日
1. 有価証券の評価基準および評価方法	その他有価証券 時価のあるもの：投資信託は、中間会計期間末日の市場価格に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
2. 固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産 定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下のとおりです。 建 物 3年～50年 器具備品 3年～20年 (2)無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。
3. 引当金の計上基準	(1)賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。 (2)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務を計上しております。 なお、退職給付引当金の対象従業員が300名未満であるため、簡便法によっており、退職給付債務の金額は当中間会計期間末における自己都合要支給額としております。 (3)役員退職慰労引当金 当社常勤役員の退職慰労金の支給に充てるため、「常勤役員退職慰労金規程」に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。
4. 収益および費用の計上基準	当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。 (1)委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。 (2)運用受託報酬 運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 なお、仮払消費税等および仮受消費税等は相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。
------------------------------	---

（会計方針の変更）

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当中間会計期間の期首から適用し、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

これによる当中間財務諸表に与える影響はありません。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項および「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。

これに伴い、その他有価証券のうち投資信託の評価について、原則として中間決算期末前1か月の市場価格の平均に基づく時価法から、中間会計期間末日の市場価格に基づく時価法に変更しております。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

項 目	当中間会計期間末 2021年9月30日	
＊ 1 有形固定資産の減価償却累計額	建物	72,758千円
	器具備品	35,185千円

（中間損益計算書関係）

項 目	当中間会計期間 自 2021年4月 1日 至 2021年9月30日	
＊ 1 減価償却実施額	有形固定資産	8,400千円
	無形固定資産	4,639千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(千株)	4	—	—	4
計	4	—	—	4

（金融商品関係）

当中間会計期間末（2021年9月30日）

1．金融商品の時価等に関する事項

2021年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次の通りであります。

なお、現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払手数料、その他未払金、未払法人税等、未払消費税等、未払事業所税は、短期間で決済されるため時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券	710	710	—
合計	710	710	—

（注）金融商品の時価の算定方法

投資有価証券

投資信託は、基準価額によっております。

2．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分けて分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した価格

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（1）時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）第26項に定める経過措置を適用し、投資信託については記載を省略しています。なお、当中間貸借対照表における当該投資信託の金額は710千円です。

（2）時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

なお、保有目的毎の有価証券に関する注記事項については、「（有価証券関係）」に記載しております。

（有価証券関係）

その他有価証券

当中間会計期間末（2021年9月30日）

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託	710	500	210
合計	710	500	210

（収益認識に関する注記）

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当中間会計期間 自 2021年4月 1日 至 2021年9月30日		
委託者報酬	2,901,861	千円
運用受託報酬	62,857	千円
合計	2,964,718	千円

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

[重要な会計方針] 4 収益および費用の計上基準に記載のとおりであります。

３．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係ならびに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額および時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（セグメント情報等）

当中間会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

１．セグメント情報

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．関連情報

（１）製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（２）地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称または氏名	営業収益
信金中央金庫	58,234

なお、営業収益の金額は、運用受託報酬について表示しております。

（1株当たり情報）

当中間会計期間 自 2021年4月 1日 至 2021年9月30日	
1株当たり純資産額	1,744,551円68銭
1株当たり中間純利益	101,901円64銭
潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。	
(注)算定上の基礎	
1株当たり中間純利益	
中間純利益	407,606千円
普通株主に帰属しない金額	— 千円
普通株式に係る中間純利益	407,606千円
期中平均株式数	4,000株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2021年6月14日

しんきんアセットマネジメント投信株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 小松崎 謙 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているしんきんアセットマネジメント投信株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第31期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、しんきんアセットマネジメント投信株式会社の2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2021年12月15日

しんきんアセットマネジメント投信株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 小松崎 謙

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているしんきんアセットマネジメント投信株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第32期事業年度の中間会計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、しんきんアセットマネジメント投信株式会社の2021年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注）１．上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- ２．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2022年3月30日

しんきんアセットマネジメント投信株式会社

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているしんきん好配当利回り株ファンドの2021年8月7日から2022年2月6日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、しんきん好配当利回り株ファンドの2022年2月6日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2021年8月7日から2022年2月6日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、しんきんアセットマネジメント投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

しんきんアセットマネジメント投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） １． 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２． XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。